

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告しました。

本年は、職員の給与と民間の給与を比較した結果、職員の月例給、特別給（ボーナス）とも民間を下回っていることから、職員の月例給については、公民較差 9,435 円（2.63%）を解消するため給料表の引上げ改定を行うとともに、特別給については、年間で 0.1 月分引き上げる旨の勧告を行うこととしました。給料表と特別給の引上げは、ともに 3 年連続となります。

また、本年、人事院は、現下の公務員人事管理をめぐる重点課題に取り組むために必要な措置として、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について勧告しました。本県の給与制度については、これまで国家公務員の給与制度に準拠してきたことや、人事院勧告で説明されている見直しの考え方、総務省の有識者検討会の報告内容等を考慮した結果、本県においても基本的には国の給与制度の見直しに準じた改定を実施することが適切であると判断しました。

なお、来年度以降、県内の民間給与の状況により、職員の給与水準が適切なものとなるよう、引き続き検証を行ってまいります。

職員の給与以外の勤務条件に関しては、仕事と家庭の両立支援、職員の健康管理、超過勤務時間の縮減、学校現場における負担軽減、人材の確保・育成、公務員倫理の確保等について言及しました。

本年は、職員給与水準の引上げと給与制度の見直しの実施という内容の勧告となりましたが、職員においては、改めて、全体の奉仕者としての使命を自覚し、より一層職務に精励し、県民の公務に寄せる期待と要請に応えるよう要望します。

職員の給与を人事委員会勧告によって適切に決定することは、県民から支持される適正な給与水準を保障するとともに、職員の努力や成果に報い、人材の確保、安定的・効率的な行政運営に資するものであります。県民の皆様の深いご理解をいただきたいと思っております。

令和 6 年 10 月 7 日

福井県人事委員会
委員長 野村 直之